

申告フローチャート

〜〜どんな申告が必要かフローチャートを使って確認!! はい・いいえの矢印に従って進んでください。〜〜

スタート

令和7年1月1日現在相生市に居住していた

はい

昨年中（令和6年1月～12月）に
収入があった

〔 障害・遺族年金、雇用保険の給付金
生活保護給付金などを除く 〕

はい

次のいずれかに該当した

- ① 事業(自営業・農業)や不動産貸し付けによる収入があった
- ② 土地、建物などの譲渡による収入があった
- ③ 給与の年収が2,000万円を超えた
- ④ 主な給与以外に、給与やその他の所得などが20万円を超えた
- ⑤ 雑所得などがあった(公的年金等の収入合計額が400万円超や個人年金を受けていたなど)
- ⑥ 生命保険の満期返戻金など、上記に当てはまらない所得があった

はい

所得税の確定申告が必要です

確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。

※このフローチャートは、一般的な事例です。
ここに載っていない事例もあります。

いいえ

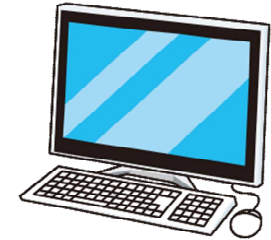
相生市に市民税・県民税の申告は不要です

令和7年1月1日現在、居住していた市区町村へご相談ください。

いいえ

申告は不要です

ただし、公営住宅に入居している人や、国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入されている人は、所得の有無にかかわらず、市民税・県民税の申告をする必要があります。



いいえ

昨年中（令和6年1月～12月）
給与所得者だった
(サラリーマンやパート)

はい

次のいずれかに該当する

- ① 勤務先での年末調整の内容に変更がある人
- ② 医療費控除の適用を受ける人
- ③ 新規に住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける人
- ④ 退職などにより、年末調整が済んでいない人
- ⑤ 災害などに遭った人

いいえ

勤務先から相生市に給与支払報告書が提出
されている

(提出の有無は勤務先に確認してください)

いいえ

申告は不要です

ただし、年金所得者で医療費控除などの適用を受ける場合は、所得税の確定申告か市県民税の申告が必要です。

はい

所得税の確定申告をすれば、
所得税が戻ることがあります

確定申告をすれば、市県民税の申告は不要です。

はい

申告は不要です

いいえ

市県民税の申告が必要です